

# 山梨県公報

第二千七百三十六号

平成二十九年

十月十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………六七九
- 景観保全型広告規制地区の指定の一部改正……………六七九
- 景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準の一部改正……………六八〇
- 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………六八〇
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六八〇
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六八〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六八〇
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………六八一
- 国土調査の成果の認証(二件)……………六八一
- 土地改良区役員の就任……………六八二

## 告示

### 山梨県告示第三百二十九号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十六の項を二十七の項とし、五の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五 山梨県職員精神保健福祉センター所長選考採用試験	同右	可否通知を発送した日から 一か月間	同右
---------------------------	----	----------------------	----

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第三百三十号

景観保全型広告規制地区の指定(平成二十六年山梨県告示第二百七十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一の表に次のように加える。

富士登山道線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。)
インター線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。)
白木里宮線地区	南都留郡富士河口湖町の一部(次の図に示す部分に限る。)

一の表以外の部分を次のように改める。

〔次の図〕は省略し、その図面を山梨県県土整備部県土整備総務課美しい県土づくり推進室(平成二十八年四月一日以降にあっては、山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室)及び山梨県富士・東部建設事務所都市計画・建築課(平成二十七年四月一日以降にあっては、山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課)において、平成二十六年九月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで(新倉トンネル西側地区及び船津小海線地区にあっては、平成二十八年三月三十一日から同年九月三十日まで、富士登山道線地区、インター線地区及び白木里宮線地区にあっては、平成二十九年十月十二日から平成三十年三月三十一日まで)公衆の縦覧に供する。

二2中「及び新倉トンネル西側地区」を、「、新倉トンネル西側地区、富士登山道線地区及びインター線地区」に改め、二3中「及び船津小海線地区」を、「、船津小海線地区

及び白木里宮線地区」に改める。

山梨県告示第三百三十一号

景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準（平成二十六年山梨県告示第二百七十五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

二中「及び新倉トンネル西側地区」を、「新倉トンネル西側地区、富士登山道線地区及びインター線地区」に改め、三中「及び船津小海線地区」を、「船津小海線地区及び白木里宮線地区」に改める。

山梨県告示第三百三十二号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし（三）15の改正規定は、同年二月一日から適用する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

（三）5中「区域」の下に「並びに平成二十九年山梨県告示第三百三十号において景観保全型広告規制地区として指定された富士登山道線地区及びインター線地区の区域」を加え、（三）11中「区域」の下に「並びに平成二十九年山梨県告示第三百三十号において景観保全型広告規制地区として指定された富士登山道線地区及びインター線地区の区域」を加え、（三）15中「山梨市北字南片瀬二千二百二十七番二」を「山梨市東字下河原八十一番三」に改める。

山梨県告示第三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年十月四日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市下吉田七丁目二千七百七十三番四
- 三 指定道路の幅員 最大四・五メートル 最小四・五〇メートル

四 指定道路の延長 十九・〇九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人日本国際ふれあい協会
- 2 代表者の氏名 山下茂
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津
- 4 定款に記載された目的 この法人は、日本・外国の人々に対して、観光、経済、教育、環境保全、芸術、文化、スポーツ等の各分野においての交流活性化を推進する事業を行い、民間レベルにおけるお互いの見識を高めることによる相互理解を通じて、国際親善の進展および友好関係の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年十月四日から同年十一月四日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年十月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 Uniform Recycling Link
- 2 代表者の氏名 熊木紗嬉
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市相生二丁目七番十七号 山梨県労農福祉セ

ンター

4 定款に記載された目的 この法人は、資源の有効活用と家計の負担による教育の機会喪失を是正し、子どもたち自らが、連帯して助け合う場を創ることを目的とする。その目的のために中高生を中心とした若年層を対象に、制服リサイクル事業や生活支援事業などを行なう。これによって、十分な教育の機会を得ることができる地域社会、リサイクルを当たり前とする地域循環型社会の創生をめざす。

三 縦覧期間 平成二十九年十月四日から同年十一月四日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十月十二日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇四一の一、二〇四一の一〇、二〇七四から二〇七九まで	京島永安
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五〇	渡辺幸來、渡辺玲一
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇七一	一 京島永安、渡辺幸來、渡辺玲一
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の一一九	望月光江
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の七二	小菅文清
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の九二（次望月敏正の図に示す部分に限る。）	望月敏正
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の九四、二	辻賞子

九三三の内七八

南巨摩郡早川町新倉字大鏡二八五九の内一三七・二八五九の内一三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八五九の内一三九

深沢源一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年八月十七日農林水産省告示第千三百二十八号

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 富士吉田市
- 二 調査を行った時期 平成十五年六月三十日から平成二十四年六月二十五日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 富士吉田市上吉田、下吉田六丁目、下吉田東一丁目及び中曽根四丁目の各一部
- 五 認証年月日 平成二十九年十月三日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 早川町
- 二 調査を行った時期 平成十七年六月二十日から平成二十二年十月十六日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 早川町大字湯島の一部
- 五 認証年月日 平成二十九年十月三日

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成二十九年十月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	田中始	笛吹市一宮町田中二百三十番地	平成二十九年九月二十二日